

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.8 (令和5年1月号)

令和5年1月11日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和4年12月27日 保医発1227第2号(令和5年1月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その35)」(令和4年12月21日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その36)」(令和4年12月26日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご利用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
953				<p>〔N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「7」CD30の所定点数4回分を合算した点数(1,600点)を準用する項目として追加〕</p> <p>(1) BRAF V600E変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、次に掲げる場合において、患者1人につき1回に限り、N002免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「7」のCD30の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、D004-2に掲げる大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>ア 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合</p> <p>イ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合 ☒</p> <p style="text-align: right;">(令 4.12.27 保医発 1227 2)</p> <p>(2) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF V600E変異タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した場合にあっては、D004-2に掲げるマイクロサテライト不安定性検査、又はミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ☒</p> <p style="text-align: right;">(令 4.12.27 保医発 1227 2)</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。